

【概要】 第2次高槻市人権施策推進計画（素案）

第1章

あ 計
た 画
つ の
て 策
定 に

◎ 計画策定の趣旨

「高槻市人権施策推進計画」（前計画：平成27年3月策定）を継承する後継計画として、前計画期間中の人権に関する社会情勢の変化などを反映し策定するものです。

◎ 計画の基本的な考え方

『第6次高槻市総合計画』の基本構想に掲げる将来都市像「地域に元気があって市民生活が充実したまち」の実現に向けた人権分野の計画とし、他の行政分野の関連計画等とも連携して、人権施策の効果的な展開を図ります。

◎ 計画期間

令和4年度から令和12年度までの9年間とします。ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。



第2章

人権を取り巻く現状と課題

◎ 近年の社会情勢

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）
- ・ インターネットと人権
- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ 災害と人権
- ・ 職場でのハラスメント

◎ 第7回人権意識調査（令和元年9月30日～10月25日実施）

- ・ 前回第6回調査との比較では、大きな変化ではないものの、多くの項目で改善方向に
- ・ 憲法における国民の権利の理解度と人権問題への意識に相関関係が見られた
- ・ 10歳代及び30歳代に社会的弱者に対する自己責任論を肯定する傾向が見られた

◎ 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について（調査）（令和2年9月25日～10月16日）

- ・ 主な相談（在宅時間の増加に伴う児童虐待やDV、感染者や濃厚接触者に対する人権侵害、医療従事者やその家族に対する人権侵害 その他）
- ※府内自治体、高槻市、その他団体の合計51団体に調査し把握した件数（140件）から件数の多い相談を抜粋

◎ 各分野の課題整理

- ・ 「人権問題といえば差別の問題」と狭く捉えず、各課題について、一人ひとりが自分のこととして捉え、行動する不断の取組が必要
 - * 女性の人権（暴力等の人権侵害、幅広い分野でのジェンダー平等など）
 - * 子どもの人権（児童虐待やいじめ、インターネット被害、権利主体者として認識など）
 - * 高齢者の人権（いきいきと生活できる環境、人権擁護、感染症から守る取組など）
 - * 障がいのある人の人権（理解不足、差別、活動の制限、社会参加を制約する障壁など）
 - * 部落差別（同和問題）（法に基づく取組、インターネット被害、解決に向けた理解）
 - * 外国人市民の人権（それぞれが持つ文化や生活の尊重、差別や偏見）
 - * その他の人権課題

◎ 人権施策の必要性

- ・ 高槻市人権尊重の社会づくり条例に基づき、市と市民が協働し、目指す地域社会の実現に向け、引き続き、人権施策を一層推進
- ・ 本章でまとめた課題を踏まえた共通視点を2つ設け、本計画に位置付ける（第3章参照）

第2次高槻市人権施策推進計画

基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」

基本方向（あるべき地域社会）

- (1) 差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する地域社会
- (2) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる活気ある地域社会
- (3) 市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会
- (4) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会
- (5) 市民、企業、行政等が共に取り組む人権尊重の地域社会

各人権分野の取組方針

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人市民、その他様々な人権課題

共通視点

- ◆ 「人権についての正しい理解」に向け、人権教育・啓発を行う
- ◆ すべての人が「自分のこととして」人権尊重の取組をとらせ、行動できる

■ 施策の柱と具体的施策

施策の柱1 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育における人権教育推進
- ② 社会教育における人権学習推進
- ③ 市民・企業等への啓発推進
- ④ 各種団体等の啓発活動への支援推進

施策の柱2 人権擁護・保護機能の充実

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 人権相談体制推進
- ③ 専門機関との協力体制推進
- ④ 人権に配慮した職務の遂行に係る人権研修推進

施策の柱3 社会全体での協働の推進

- ① NPO等多様な主体との協働推進
- ② 企業の自主的な取組への支援推進
- ③ 地域との密着した連携・協働体制推進

関連計画との連携

男女共同参画計画
 青少年育成計画
 教育振興基本計画
 地域福祉計画
 高齢者福祉計画・
 介護保険事業計画
 障がい者基本計画
 就労困難者就労支援計画

ほか

◎ 進捗管理

- ・ 毎年度、取組状況の成果・課題の整理等を実施。
- ・ 各行政計画と整合を図り、次年度以降の方向性を調整。

◎ 推進体制

- ・ 市民・企業等との協働
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 庁内の推進体制